

令和元年度農福連携による就労支援円滑化地域モデル構築事業業務 委託仕様書

1 委託事業の目的

障害福祉サービス事業所の工賃向上と農林水産業における障がい者就労の促進に向けて、施設外就労、作業請負（以下、施設外就労等。）を推進するため、地域の障がい者支援組織等に施設外就労等をコーディネートする人材を本格的に設置するなど必要な機能を整備し、農林水産事業体における障害福祉サービス事業所の施設外就労等をマッチングする中間支援組織のモデルを構築します。

2 委託事業の内容

(1) 委託業務名

農福連携による就労支援円滑化地域モデル構築事業業務

(2) 委託期間

契約日から令和2年3月25日（水）まで

(3) 委託内容

ア 施設外就労等のマッチングを行う中間支援組織のモデル構築及び検証

農林水産業の施設外就労等を地域で推進する仕組みの構築に向け、地域の障がい者支援組織等において、障害福祉サービス事業所と農林水産事業体の作業受委託のニーズなどの地域の実情に即して、中間支援が継続的かつ組織的に機能するために必要な支援手順（例示：参照）を整備するなどして、「既存のマッチングの仕組みの改善」又は「新たなマッチングの仕組みの構築」により、中間支援組織のモデルを構築し、実際の業務運営を通じて検証を行う。

〔支援手順：参考〕

- ①農林水産事業体の委託作業内容や障害福祉サービス事業所の就労ニーズ等の情報収集
 - ②農林水産事業体の具体的な委託作業の切り出し
 - ③農業版ジョブコーチや施設外就労等コーディネーター等の設置による助言指導
 - ④施設外就労等の拡大に向けた意識啓発や情報発信など
 - ⑤一連の業務運営を通じて、新たな施設外就労等受委託量の把握、見直し等
- なお、モデル構築及び検証においては、下記要件を満たすものとする。

〔要件〕

- ・マッチング対象の農林水産事業体と障害福祉サービス事業所はそれぞれ複数であること。
- ・委託事業の期間中に、施設外就労等の新たに紹介できる一定のまとまりを持った作業を3件以上創出すること。

イ 施設外就労等のマッチングマニュアルの作成

前記アの結果を踏まえ、支援手順（マッチングプロセス）や手続き方法を明記したマニュアルを作成すること。

ウ 中間支援組織の自主運営を目指した改善・評価

構築した中間支援組織の自主運営を目指して、改善しうるマッチングプロセス、残された課題等について関係者等と検討を行い、中間支援組織のモデル全体の将来展望について評価すること。

エ 業務報告書の作成

業務で実施した内容について、使用した資料及び概要を記録し、報告書としてまとめ、委託費の実績書（明細が示されたもの）を添えて、正本1部、副本1部のほか電子データ（CD-ROM等）により提出すること。

(4) 委託内容の実施にあたり使用できる経費の種類

経費区分	内容
会場借料	意識啓発、情報発信等を行う場合の会場費として支払われる経費
通信運搬費	事業の実施にかかる郵送経費
印刷製本費	情報発信、意識啓発資料等の印刷製本の経費
消耗品費	事務用品等消耗品費（耐用年数が1年未満もしくは取得価格5万円未満のもの）
旅費	職員、農業版ジョブコーチ、施設外就労等コーディネーター及び情報発信や意識啓発活動にかかる講師等旅費
賃金	事業の実施にかかる職員の賃金
報償費	農業版ジョブコーチ、施設外就労等コーディネーター及び情報発信や意識啓発活動にかかる講師等謝礼
謝金	受委託ニーズの開拓等に係る協力費
委託費	意識啓発資料のデザイン提案等を第三者へ委託することが必要かつ合理的・効果的な場合に限り実施できるものとする。
手数料	必要経費の振込手数料等
その他経費	上記に定めのない経費を負担する場合はあらかじめ県と協議し決定する。

※備品は対象外

(5) 受託事業者の要件

- ・県内で農林水産業を営む農林水産事業者、法人及びそれらが組織する団体
- ・障害者総合支援法に基づく、県内の障害福祉サービス事業所及びそれらが組織する団体
- ・障害者就業・生活支援センター、社会就労センターなど県内の障がい者の就労継続、移行支援、雇用等のサービス事業所をサポートする組織
- ・上記3点のいずれかを満たし、かつ農林水産分野における施設外就労等の実施に意欲あるもの

3 契約上限額 1,922,252円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年制令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規程に該当しない者であること（契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないことなど）。

- (2) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (4) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 企画提案コンペの参加にあたり、国内の法律並びに三重県における諸規定を遵守し仕様書等に基づき適正な提案が行える者。
- (6) 契約の相手方となった場合には、仕様書に記載された内容及び納期等を遵守し、誠実に契約を利用できる者。
- (7) 申請書及び添付書類について、個人情報以外は情報公開の対象となることを承諾できる者。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

5 企画提案コンペの実施方法

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「農林水産分野における障がい者の就労支援体制構築事業業務企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査のうえ、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。

(1) 企画提案書の審査

提出された企画提案書により審査を行うこととし、プレゼンテーションは行わない。ただし、特に必要と認められる場合には、実施することもある。

(2) 企画提案コンペの審査基準

企画提案コンペの審査項目、基準は以下のとおりとする。

① 施設外就労等のマッチングを行う中間支援組織のモデル構築及び検証

- ・現状及び地域の実情を踏まえ、マッチングの仕組み構築に必要な提案内容となっているか。
- ・新たに紹介できる施設外就労等の受委託業務が創出できる取り組みとなっているか。

② 施設外就労等のマッチングマニュアルの作成

- ・マッチングマニュアルの内容構成は適切か。
- ・マッチングマニュアルは施設外就労等の拡大に向けて効果の高いものになっているか。

③ 中間支援組織の自主運営を目指した改善・評価

- ・マッチングプロセスの改善及び課題について検討できうる提案内容となっているか。

④ 企画性・実現性

- ・現状の分析や課題の整理が的確に行われ、それに即した企画提案となっているか。
- ・他の企画提案にはない創意工夫（独創性、革新性）は認められるか。
- ・企画した内容やスケジュールが十分に実施できる、実現力の高い業務体制、運営体制か。

⑤ 経済性

- ・提案内容は、費用対効果の観点から効果的な内容となっているか。また、見積額積算内訳は適切か。

(3) 企画提案書提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部 担い手支援課経営体支援班

提出期限：令和元年10月25日（金）17時 必着

提出方法：上記提出先まで持参、または郵送とする。

(4) 質問の受付及び回答

企画提案に関する質問は、次のとおり必ず文書にて行うものとする。

② 提出方法 FAX または E-mail

② 受付期限 令和元年10月17日(木) 17時

③ 回答 令和元年10月21日(月) までに FAX または E-mail にて行う。

6 提出を求める企画提案資料の内容

(1) 企画提案参加資格確認申請書(様式1)

(2) 企画提案書(様式2)

(3) 費用内訳書(様式3)

(4) 契約実績(様式4)

過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績を記載すること。

(5) 「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、または「代表者事項証明書」の写し

7 優秀提案者に提出を求める資料の内容

(1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3-3未納税額がない証明用)」(所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの)の写し。

(2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの)の写し。

(3) 見積書(様式5)

(4) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書契約実績証明書(様式4-2)。

(5) 三重県物件等電子調達システム利用者登録をしていない事業者または共通債権者(物件契約)登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者(物件契約)登録申出書」(様式6)。

8 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、三重県農林水産部担い手支援課において示す。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」という。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通保有する。なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。

(4) 契約は、三重県農林水産部担い手支援課において行う。

9 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

10 委託料の支払方法及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

11 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

12 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

13 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

14 その他

- (1) 受託者は、本委託業務が国庫補助による事業（地方創生推進交付金）であることを十分に認識し、本事業の趣旨を理解したうえで、県と連携して業務を実施するものとする。
- (2) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (3) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- (4) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条に罰則があるので留意すること。

15 問い合わせ先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部 担い手支援課経営体支援班

担当：飯場、竹内

TEL：059-224-2354 FAX：059-223-1120

E-mail：ninaite@pref.mie.lg.jp